

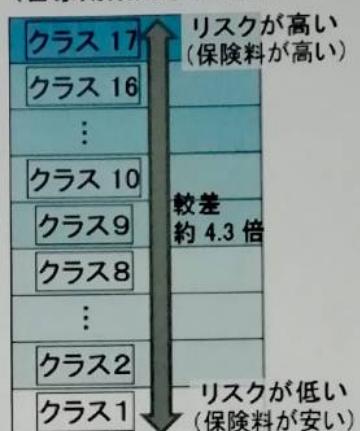
自動車保険料を決めるときに用いる参考純率

「型式別料率クラス」が改定に

自動車保険料がより適切な基準で決まることに

損害保険会社が自動車保険の保険料率を決めるための参考となる「型式別料率クラス」が2020年1月1日から改定になります。自家用普通・小型乗用車における「型式別料率クラス」のクラス数が、現行の9クラスから17クラスに細分化されます。

(自家用乗用車の場合)



損害保険料率算出機構ホームページより

また、軽自動車に関しては、今まで型式別料率クラスを導入していませんでしたが、新たに導入し、クラス数は3クラスとなります。

自動車を使う目的（乗用や貨物、自家用や事業用など）や自動車の種類（普通、小型、軽など）、運転者の年齢、過去の事故歴などにより、事故が発生する頻度や被害の程度には差が生じます。

このようなことから、自動車保険では保険契約者が負担する保険料が用途・車種、年齢条件、過去の事故歴など個々のリスクの差異に応じたものとなるように料率区分を設けており、2020年1月に改定される型式別料率クラスもその一つとなります。

型式は、基本的な車両構造等に基づいて自動車を分類する公的な単位であり、

自動車検査証（車検証）に記載されています。

型式別料率クラスは、自動車保険における自動車ごとのリスクを

1、2、3などのクラス別に設定したものです。



自動車保険では、自動車ごとの特性（形状・構造・装備・性能）や、

その自動車のユーザー層によって、個々の自動車ごとにリスクに差が見られるため、

それを型式単位で評価してクラスを適用し、保険料に反映させています。

すでに「型式別料率クラス」を導入している自家用普通・小型乗用車については、

現行のクラス数をさらに細分化することで、型式間のリスク較差を、

より適切に保険料に反映できるようになります。

自身の車がどのクラスに該当するのかなどについて、地域の保険代理店に相談するといいですね。